

参考資料

2022年12月12日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

スタートアップ育成5か年計画(抜粋)

□ 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、「スタートアップ育成5か年計画」を決定。

5. 第二の柱:スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

(11) 株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備

○株式投資型クラウドファンディングは、非上場企業が株式を発行し、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みであるが、現在の発行総額上限(1億円)を超える資金をプロ投資家から調達することを可能とすることを検討するなど、実際のニーズや投資家保護の観点も踏まえながら、必要な見直しを図る。

(14) IPOプロセスの整備

○本年4月の「IPOプロセスの見直し」に即し、これに基づく証券業界や競争当局による制度見直し、運用の改善を着実に進める。また、先端的な領域で新技術を活用するディープテックのスタートアップといった企業価値評価が難しい企業に対応した上場審査の実現や新株を発行せずに既存株のみ上場するダイレクトリスティングの活用を図る。

(16) 未上場株のセカンダリーマーケットの整備

○現在、証券会社が運営する私設取引システム(PTS)において、プロ投資家向けにも非上場株式の取扱いが認められていない。スタートアップが未上場のまま成長できるよう、プロ投資家向けの非上場株式の取扱いを可能とするため、2023年度中に金融商品取引法の関係政令を改正する。

○同時に、未上場企業の証券等のデータの標準化についての民間の取組を進めるなど、セカンダリーマーケットでの取引円滑化のための環境整備を推進する。

(17) 特定投資家私募制度の見直し

○スタートアップの資金調達手段として、プロ投資家のみを相手方として、新たに発行する有価証券の取得の申込みの勧誘を行う特定投資家私募制度について、本年7月に日本証券業協会の規則を整備し、非上場有価証券に関しても特定投資家私募制度の利用を可能とした。他方で、スタートアップにとっては、新規で新たに提供又は公表が義務付けられた特定証券情報(企業情報、業績等)に係る事務負担が重いとの声がある。これを踏まえ、新制度の活用状況をフォローアップしつつ、実際のニーズや投資家保護の観点も踏まえながら、必要に応じて見直しを図る。

(25) 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備

○ファンドが保有する未公開株式について、海外では公正価値評価(時価評価)がされているのに対し、日本においては、取得原価での評価がなされている場合が多い。日本のベンチャーキャピタルのパフォーマンスについても、国際間比較を可能にし、海外投資家の呼び込みを進めるため、ベンチャーキャピタルの監査上の留意点や会計処理の実務的な取扱いを明確化し、我が国における公正価値評価の導入を促進する。

6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進

(2) 公募増資ルールの見直し

○現在、公募増資を行う場合、日本証券業協会の自主規制において、資金の充当期限が原則1年以内等と定められていることが、大企業によるスタートアップへのM&Aの妨げとなっている。今後、一律の資金の充当期限を撤廃するなど、自主規制を改正して、2023年度中に施行する。

[参考]株式投資型クラウドファンディング制度

- クラウドファンディング(CF)とは、一般に、新規成長企業等があるプロジェクトを行うために必要な資金をインターネットを通じて多くの人から少額ずつ集める仕組み。
- 株式投資型CF制度は、新規成長企業への成長資金の円滑な供給に資することを目的として、非上場株式の発行を通じた資金調達を行うための制度として2015年5月に創設された。通常、株式等の投資勧誘を発行者に代わって行う場合には金融商品取引業者としての登録が必要であるが、少額要件(発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下)を満たすCFによる投資勧誘のみを行う業者(第1種少額電子募集取扱業者)には、金融商品取引業者として通常求められる登録要件等を一部緩和している。
- 2022年1月、特定投資家については、1名当たりの投資額上限(50万円)を撤廃。

株式投資型CF制度の仕組み

